

# 「案」 おひさまっ子の会水泳部規約

## 第一条（目的）

この会は、障がいを持つ子供たちが水泳を通して健康維持や機能改善に資することを目的とする。

## 第二条（名称）

この会を「おひさまっ子の会水泳部」とする。

## 第三条（所在地）

この会の事務局を、「横浜市 ○◎区(会長宅住所)」に置く。

## 第四条（会員）

泳ぎへの思いのある障がいを持つ子と、この会の運営趣旨に賛同する親権者で構成する。

年度途中での退会は、原則として認めない。

## 第五条（役員）

会員の互選により次の役員を置く。ただし、必要に応じて増員する場合がある。

会長 1名

庶務 1名

会計 1名

## 第六条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。

役員に欠員が生じた場合は補選を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第七条（総会）

会は、毎年1回総会を開催し、この会の重要事項について審議する。

議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

会長は必要に応じて、臨時総会を開催する事ができる。

## 第八条（会費）

会員は、この運営に当てるため、毎月1回所定の額を負担する。毎月の徴収額は総会で審議して定める。

ただし、財源に不足を生じている場合は、役員会の決定で臨時会費を徴収することができる。

なお、会員の都合で水泳教室を欠席する場合でも、所定の会費は支払わなくてはならない。

正当な理由で3カ月以上1年未満休む場合は、休会員として扱い、その間の会費は総会で別途定める。

会員外の参加者は、水泳教室1回につき所定の費用で参加できる。この金額は総会で別途定める。

## 第九条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附 則

① 会の役員は、次の会員とする。

会長 横浜市 ○◎区 会長名

庶務 横浜市 ◎○区 庶務係名

会計 横浜市 ◎◎区 会計係名

② 会の行事等を円滑に遂行するため、役員以外から実行委員を選出する。

③ この規約は、平成20年4月X日から適用する。

上記については、正しいことを証明する。

横浜市 ○◎区 会長名 印